

国勢調査に基づき  
人口集中地区以外

～「移住するなら京都」推進事業～

京都府

(京のふるさと暮らし体験推進事業 滞在型交流農園施設整備事業)

# 滞在型交流農園開設の助成

宿泊可能な滞在施設と農地をセットで貸付を行い、利用者に栽培指導を行う施設(滞在型交流農園施設)の開設に必要な施設整備等について、以下の補助金を活用することができます。

## 1 補助対象者の要件

<事業実施主体>  
宿泊可能な滞在施設と農地(1,000㎡未満)をセットで貸付を行い、かつ、利用者へ栽培指導が行える農業者又は団体に、市町村と開設の調整を了している者

<実施要件>  
(①②を全て満たしていること)  
①本事業に係る施設の所在地が官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口集中地区の区域以外の地域に所在していること  
②事業完了年度を含む5年間継続して施設と農地をセットで利用者への貸付を行うこと

## 2 補助金の対象となる経費

滞在型交流農園の滞在施設として利用するため、滞在施設の新築又は既存施設の必要な改修及び整備並びに交流農園施設(1,000㎡未満)の整備に要する以下の経費  
ただし、国や地方公共団体から農山漁村地域での宿泊を伴うサービス提供を促進するための補助金又は同一の部位に対する整備等に係る補助金が交付されたことがない場合に限る。  
なお、快適装備(客室等のテレビ、エアコン、洗濯機等)の整備に要する経費、用地取得費用及び補償費は事業の対象外とする。

- ①滞在施設の新築工事に要する費用
- ②滞在施設として利用するために必要な既存施設の改修・整備工事(トイレ、浴室、台所等の整備)に要する費用
- ③交流農園施設(1000㎡未満)の整備に要する費用
- ④その他滞在型交流農園施設の附帯設備(農機具保管庫等)の整備に要する費用

## 3 補助率・補助額

補助対象経費の3/10以内  
ただし、上限180万円以内  
(※予算の範囲内での交付となります。)

### お問い合わせ先

区域	窓口	連絡先
京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	京都府 農林水産部 農村振興課 移住・定住促進係	TEL：075-414-4900 E-mail：noson@pref.kyoto.lg.jp
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	京都府 丹後広域振興局 地域づくり振興課 企画活性化係	TEL：0772-62-4316
福知山市、舞鶴市、綾部市	京都府 中丹広域振興局 地域づくり振興課 企画活性化係	TEL：0773-62-2505
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府 南丹広域振興局 地域づくり振興課 企画活性化係	TEL：0771-22-0153
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都府 山城広域振興局 地域づくり振興課 企画活性化係	TEL：0774-21-2186

## ①手続きの流れ

1	事業計画の提出	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金の事業計画書に以下の資料を添付して京都府に提出してください。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 定款（法人の場合）</li><li>(2) 経営状況に関する資料 法人：登記事項証明書、確定申告書の写し（受付印のあるもの） 個人：確定申告書の写し（受付印のあるもの直近1期分）</li><li>(3) 事業実施場所の位置図</li><li>(4) 整備場所の現況写真</li><li>(5) 計画図面（工事予定箇所及び工事内容を明記すること）</li><li>(6) 見積書（工種ごとの内訳）、カタログ等</li><li>(7) 整備する施設、土地の所有者が事業実施主体と異なる場合は所有者との賃貸借契約書の写し</li><li>(8) 府税納税証明書又は府税納税確認の同意書</li></ol></li></ul>
2	事業計画の承認	<ul style="list-style-type: none"><li>・京都府が、事業計画の内容を確認し、可否をお知らせします。</li></ul>
3	補助金の交付申請	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金の交付申請書に承認を受けた事業計画書と口座振替依頼書を添付して京都府に提出してください。</li></ul>
4	補助金の交付決定	<ul style="list-style-type: none"><li>・京都府が補助金交付の可否をお知らせします。</li></ul>
5	事業着手	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金の交付決定後に事業に着手してください。（やむを得ず交付決定前に着手する必要がある場合は、必ず京都府に事前にご相談ください。）</li></ul>
6	実績報告	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助金の実績報告書に、以下の資料を添付して京都府に提出してください。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 完成図面</li><li>(2) 工事等写真（工事前、工事中、工事完了）</li><li>(3) 工事等代金明細書</li><li>(4) 財産管理台帳</li><li>(5) 工事代金の口座振込証明書</li><li>(6) 領収書の写し</li><li>(7) その他参考資料</li></ol></li></ul>
7	実施状況の報告	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業完了年度を含む5年間において毎年度実施状況報告書を作成し、翌年度の4月末日までに、知事に提出してください。</li></ul>

## ②留意事項

- ・補助金の交付決定後、申請内容の変更をする場合は、変更承認申請書に必要な書類を添付して京都府に提出し、承認を受けていただくことになります。
- ・虚偽の申請その他不正な手段により支援金の交付決定を受け、又は支援金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は支援金を返還していただく場合があります。